下水道使用料

（使用料の算定）

第20条　使用料の額は、別表第3により算定した額に消費税法等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額）を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の金額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3(第20条関係)

一般家庭用	し尿と雑排水	世帯員に500円を乗じた金額	
	雑排水のみ	世帯員に400円を乗じた金額	
官公署、公民館、事業所、営業用等	水道水のみ使用	8m3まで	500円
		8m3を超えるものは1m3につき	70円
	水道水と水道水以外の水を併用	構成員に500円を乗じた金額	